

令和4年7月1日以降の教員免許状の取扱いについて

栃木県教育委員会事務局 義務教育課 R7.4現在

所有している 全ての「教育職員免許状」と「更新申請等の証明書」をお手元に御用意ください。

所有している免許状の中で、最初に取得した免許状が、
平成 21 年3月 31 日以前 に授与されている

はい

いいえ

所有している免許状は、「**旧免許状**」となります

所有している免許状は、「**新免許状**」となります

免許状(更新申請書等の証明書)の期限が、
令和4年7月1日以降である

免許状(更新申請書等の証明書)の期限が、
令和4年7月1日以降である

はい

いいえ

はい

いいえ

所有している免許状は、
有効期限のない「**有効**」
な免許状となります
→教員として勤務する
ことができます

期限の日に現職教員であった

いいえ

はい

所有している免許状は、
有効期限のない「**有効**」
な免許状となります
→教員として勤務する
ことができます

所有している免許状は、
失効状態です
→教員として勤務する
ことはできません

※注意

※注意

教員として勤務するためには免許状の
再授与申請が必要

いわゆる
「**休眠状態**」

免許状を失効した方（前ページで「失効状態」の方のみ）

- ・ 再授与の申請を都道府県教育委員会にすることで、有効期限のない免許状の授与を受けることができます。

申請は（i）失効した免許を授与した都道府県 又は、（ii）現在お住まいの都道府県 どちらに行っても構いませんが、（i）の場合、証明書等、申請書類の一部を省略できる可能性があります。詳しくは、（i）に該当する都道府県宛てお問い合わせください。

本県が（i）に該当する方は、ホームページ「教育職員免許状取得の手引(令和7年4月1日現在)」の「第3編 第3章 栃木県教育職員免許状再授与申請要領」を御参照ください。

URL: <https://www.pref.tochigi.lg.jp/m03/education/kyouikuzenpan/kyoushokuin/kyouinmenkyo-tebiki.html>

- ・ 上記（i）及び（ii）に該当する方で、栃木県に申請を希望する場合、授与申請の様式は、本県のホームページ「教員免許の取得」から、免許を取得した当時と同様の方法を選択し、申請書を取得・作成してください。

URL: <https://www.pref.tochigi.lg.jp/m03/education/kyouikuzenpan/kyoushokuin/kyouinmenkyo-shutoku.html>

補足事項

1. 「更新申請等の証明書」とは、以下の証明書を指します。

- （1）更新申請をされた方：更新講習修了確認証明書(旧免許状所持者)、有効期間更新証明書(新免許状所持者)
- （2）免除申請をされた方：免許状更新講習免除証明書(旧免許状所持者)、有効期間更新証明書(新免許状所持者)
- （3）延長申請をされた方：修了確認期限延期証明書(旧免許状所持者)、有効期間延長証明書(新免許状所持者)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、延長・延期申請をされた方を含む

- （4）有効期限後に更新申請をされた方：教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)附則第二条第三項第三号の確認証明書

2. 「現職教員」の判定時点は、有効期限の日現在です。「現職教員」には、産休・育休中の方を含みます。

※ ただし、保育士や補助、事務職員等は除く。